

報告第 2 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の  
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 処分事項

## 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和6年 4月2日	35,750円		令和6年3月1日午後4時頃、留守家庭児童会の活動のため、羽曳野市立丹比小学校のグラウンドにおいて外遊びをしていた際、放課後児童支援員が児童から眼鏡を預かったところ、誤って眼鏡を落下させたことにより、これを破損させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事件に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。